

第6章 各種相談・手続き窓口

●高齢者の総合相談窓口：地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんの身近な総合相談窓口です。

地域で暮らすみなさんがいつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう、高齢者ご本人はもとより、ご家族やご近所の方から寄せられるさまざまなご相談に、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが連携しながら総合的に支援を行っています。

また、成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止など高齢者の人権や財産を守る権利擁護の拠点としての機能も担っています。

介護予防、総合事業に関すること、相談や困りごとがあれば、地域包括支援センターにお気軽にお問い合わせください。

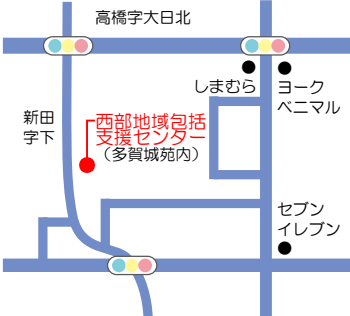
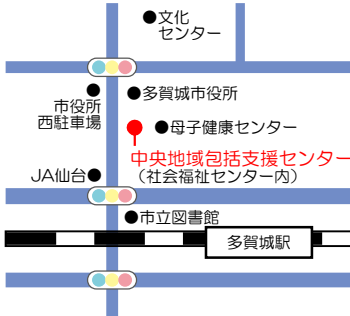
【例えば・・・】

介護のこと…身の周りのことに不安がある、家族の介護に疲れてしまった、高齢者向けの施設を知りたい など

健康のこと…心身の健康に不安がある、今の健康を維持したい、最近もの忘れが増えてきた など

権利を守ること…悪質な訪問販売の被害にあった、今後の財産管理が心配だ、虐待を受けている など

その他の…生きがいづくりの場所が欲しい、近所の高齢者が心配だ、地域で介護予防などの講話をしてほしい など

名 称	多賀城市西部 地域包括支援センター	多賀城市中央 地域包括支援センター	多賀城市東部 地域包括支援センター
連 絡 先	022-309-3950	022-368-6350	022-363-4055
受付時間	午前8時30分～午後5時15分（緊急の場合は土・日・祝日も24時間対応）		
担当区域	12区 新田一区、新田二区 新田三区、高橋東一区 高橋東二区、高橋南 高橋北、山王、南宮 市川、浮島、城南	17区 高崎、東田中、志引 東田中南、新田中 旭ヶ岡、留ヶ谷、伝上山 隅田、向山、東能ヶ田 西能ヶ田、八幡上一 八幡上二、八幡下一 八幡下二、八幡沖	18区 鶴ヶ谷、丸山、黒石崎 下馬東、下馬西、下馬南 下馬北、笠神東、笠神西 大代東、大代中、大代西 大代南、大代北、桜木東 桜木中、桜木南、桜木北
住 所	多賀城市高橋四丁目 24番1号 	多賀城市中央二丁目 1番1号 	多賀城市下馬四丁目 1番33号 

●各種相談窓口

相談内容	相談窓口	連絡先
高齢者の相談 高齢者介護、成年後見、虐待などでお困りの方	担当区域の地域包括支援センター ※23ページ参照	西部：022-309-3950 中央：022-368-6350 東部：022-363-4055
高齢者福祉サービス 在宅高齢者サービス事業の手続きなど	多賀城市役所 介護・障害福祉課 ※26ページ参照	介護支援係 022-368-1498
生活困窮者自立相談支援・生活保護 生活や仕事さがして困っている方	多賀城市役所 社会福祉課	022-368-1141 (代表)
消費生活 消費生活のトラブルなどでお困りの方	多賀城市役所 市民相談室 (担当：地域コミュニティ課)	
法律相談（要予約） 相続、離婚など法的知識を必要とする 複雑な問題を抱えている方		

●各種手続き窓口

市役所へお越しの際は、下記のうち該当するものをお持ちください。
手続きごとに追加でお持ちいただくものが異なります。詳細については、各手続きの「必要なもの」欄をご参照ください。

●手続きに来られる方のもの

□本人確認書類

- ・公的な機関が発行した顔写真付きのもの
(運転免許証、個人番号カード、パスポート、障害者手帳など)
- ・上記の写真付きのものがない場合は以下から2点
(健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳など)

●亡くなられた方のもの

- 手続きに必要な保険者証、各種手帳・証書、死亡診断書(写)など

1 多賀城市役所 ☎022-368-1141 (代表)

(1) 市民課関係

窓口：市民係 ☎022-368-1104

対象者	手続き内容等	必要なもの
住民基本台帳カードをお持ちの方	・左記のカードの返納	□住民基本台帳カード
印鑑登録証または市民カードをお持ちの方	・左記のカードの返納または廃棄 ※登録は自動的に廃止になります。	□「印鑑登録証」または「市民カード」

わたしのこと

大切な人たち

財産について

病気・介護について

葬儀・お墓等について

各種相談・手続き窓口

第6章 各種相談・手続き窓口

(1) 市民課関係

窓口：記録係 ☎022-368-1103

対 象 者	手続き内容等	必要なもの
特別永住者証明書をお持ちの方	・左記のカードの返納	□特別永住者証明書

(2) 税務課関係

窓口：市民税係 ☎022-368-1370

対 象 者	手続き内容等	必要なもの
市県民税の納税義務がある方	・相続人代表者の指定	□相続人代表者指定（変更） 届兼固定資産現所有者申告書

窓口：固定資産税係 ☎022-368-1371

対 象 者	手続き内容等	必要なもの
未登記家屋を所有している方	・未登記家屋の名義変更	□遺産分割協議書 □印鑑登録証明書(相続人及びそれ以外の法定相続人)
固定資産税の納税義務がある方	・相続人代表者の指定	□相続人代表者指定（変更） 届兼固定資産現所有者申告書
原動機付き自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有している方	・名義変更または廃車手続き	※手続きの種類によって異なりますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。

(3) 収納課関係

窓口：収納係 ☎022-368-1481

対 象 者	手続き内容等	必要なもの
市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付義務がある方・口座振替をしている方	・引き落とし口座の変更または停止	□通帳 □銀行への登録印鑑

窓口：滞納整理係 ☎022-368-1482

対 象 者	手続き内容等	必要なもの
市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付義務がある方・口座振替をしている方	・納付義務の承継確認	□相続放棄された場合は、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理証明書」の写し

(4) 介護・障害福祉課関係

窓口：障害福祉係 ☎022-368-1478

対 象 者	手続き内容等	必要なもの
各種障害者手帳をお持ちの方	- 身体障害者手帳の返還 - 療育手帳の返還 - 精神障害者保健福祉手帳の返還	☐ 各種障害者手帳
特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している方	- 資格喪失の届出 - 未払手当の請求	☐ 通帳 (生計同一者名義)
在宅酸素濃縮器の利用助成を受けている方	- 資格喪失の届出 - 未払助成金の請求	☐ 通帳 (生計同一者名義)
自立支援医療（更生医療、精神通院医療）を利用している方	受給者証の返還	☐ お持ちの受給者証

窓口：介護支援係 ☎022-368-1498

対 象 者	手続き内容等	必要なもの
在宅高齢者福祉サービスを利用されている方（紙おむつ支給・SOSネットワーク・認知症高齢者等見守りシール・緊急通報システム）	対象の方がお亡くなりになられたことによる利用停止届出	

窓口：介護保険係 ☎022-368-1497

対 象 者	手続き内容等	必要なもの
高額介護サービス費の支給を受けている方	支給口座情報の変更	☐ 通帳(法定相続人名義)
65歳以上の方	介護保険被保険者証の返納	☐ 介護保険被保険者証

わたしのこと

大切な人たち

財産について

病気・介護について

葬儀・お墓等について

各種相談・手続き窓口

(5) 国保年金課関係

窓口：国保庶務係 ☎022-368-1697

対 象 者	手続き内容等	必要なもの
国民健康保険に加入している方	- 被保険者証の返納 - 葬祭費の請求	☐ 請求者のマイナンバーがわかるもの ☐ 国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証 ☐ 通帳(喪主名義) ☐ 会葬御礼のハガキ(または葬祭の日程表、領収書等)
医療費助成制度に該当している方	- 受給者証の返納 - 登録口座の変更 - 通知等受取人の届出	☐ 通帳(相続人代表名義) ☐ 受給者証

窓口：国保年金係 ☎022-368-1698

対 象 者	手続き内容等	必要なもの
後期高齢者医療制度に加入している方	- 被保険者証の返納 - 葬祭費の請求 - 通知等受取人の届出 - 高額療養費支給申請	☐ 後期高齢者医療被保険者証 ☐ 通帳(喪主及び相続人代表名義) ☐ 会葬御礼のハガキ(または葬祭の日程表、領収書等)
世帯主の方(同一世帯に国民健康保険加入者がいる場合)	- 同一世帯の国保加入者の保険証の差替 - 通知等受取人の届出	☐ 新世帯主のマイナンバーがわかるもの ☐ 国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証

(5) 国保年金課関係

窓口：国保年金係 ☎022-368-1698

対 象 者	手続き内容等	必要なもの
国民年金のみに加入している方 (年金を受給する前に亡くなられた方)	・ 死亡一時金の請求	☐ 年金手帳または基礎年金番号通知書 ☐ 戸籍謄(抄)本(請求者と亡くなられた方の続柄を確認できるもの) ☐ 通帳(請求者のもの) ☐ 請求者の本人確認書類 ☐ 請求者のマイナンバーがわかるもの ☐ 亡くなられた方の住民票(除票)※ ☐ 請求者の世帯全員の住民票※ ☐ 生計同一関係に関する申立書(亡くなられた方と請求者が別世帯の場合)
	・ 寡婦年金の請求 ・ 遺族基礎年金の請求	死亡一時金の請求に必要なものに加え ☐ 市区町村長に提出した死亡診断書(死体検案書等)のコピーまたは死亡届の記載事項証明書 ☐ 請求者の収入が確認できる書類※ ☐ 子の収入が確認できる書類※

※請求書にマイナンバーを記載することで添付を省略できる場合があります。

わたしのこと

大切な人たち

財産について

病気・介護について

葬儀・お墓等について

各種相談・手続き窓口

(5) 国保年金課関係

窓口：国保年金係 ☎022-368-1698

対 象 者	手続き内容等	必要なもの
各基礎年金（老齢・障害・遺族）または寡婦年金のみを受給している方 （亡くなられた方の年金加入状況によって、年金事務所での手続きになる場合があります。）	・死亡届 ・未支給年金の請求	☐年金証書 ☐戸籍謄(抄)本(請求者と亡くなられた方の続柄を確認できるもの) ☐通帳(請求者のもの) ☐請求者のマイナンバーがわかるもの ☐請求者の本人確認書類 ☐亡くなられた方の住民票(除票)※ ☐請求者の世帯全員の住民票※ ☐生計同一関係に関する申立書(亡くなられた方と請求者が別世帯の場合)

※請求書にマイナンバーを記載することで添付を省略できる場合があります。

(6) 社会福祉課関係

窓口：生活支援係 ☎022-368-1405

対 象 者	手続き内容等	必要なもの
災害援護資金の貸し付けを受けている方	※お手続きをご案内しますので、ご連絡ください。	

窓口：保護係 ☎022-368-1406

対 象 者	手続き内容等	必要なもの
経済的に困窮し、生活にお困りの方	※「必要な手続き」ではありませんが、ご遺族の方への助けとなる場合がありますので、ご相談ください。	

第6章 各種相談・手続き窓口

(7) 子ども政策課関係

窓口：子育て支援係 ☎022-368-1606

対 象 者	手続き内容等	必要なもの
児童手当を受給している方	・未支払請求 ・新規認定請求など	☐ 対象児童の通帳 ☐ 新規受給者の保険証、通帳、マイナンバーなど ※事前にお問い合わせください
児童手当支給対象の児童の方	・受給事由の消滅または額改定(減額)	
(特別)児童扶養手当を受給している方	・受給資格者死亡届 ・未支払手当請求など	☐ (特別)児童扶養手当証書 ☐ 対象児童の通帳 ※事前にお問い合わせください
(特別)児童扶養手当支給対象児童の方	・資格喪失または額改定(減額)	☐ (特別)児童扶養手当証書
放課後児童クラブを利用している方	・世帯状況の変更(保護者の変更)	

窓口：幼保支援係 ☎022-368-1605

対 象 者	手続き内容等	必要なもの
保育所を利用している方	・世帯状況の変更(保護者の変更)	

(8) 教育総務課関係

窓口：学校教育係 ☎022-368-5022

対 象 者	手続き内容等	必要なもの
就学援助を受けている方	・世帯状況の変更(保護者の変更)	※事前にお問い合わせください

わたしのこと

大切な人たち

財産について

病気・介護について

葬儀・お墓等について

各種相談・手続き窓口

(9) 上下水道部企業経営課関係 ☎022-368-3111 (水道お客さまセンター)

対 象 者	手続き内容等	必要なもの
水道（給水装置）を使用している方	・ 給水装置使用者変更届の提出	
水道を所有している方	・ 給水装置所有者変更届の提出	

※塩竈市給水区（丸山・下馬・笠神の一部）にお住まいの方は、塩竈市水道お客さまセンター（☎022-364-1411）へご連絡願います。

(10) 環境施設課関係

窓口：資源環境係 ☎022-368-4126

対 象 者	手続き内容等
大掃除などで家庭から大量にごみが出た方	・ 収集許可業者に依頼するか処理場へ直接搬入のどちらかの方法で処理することになります。（いずれも有料となります） 手続きの詳細については環境施設課までお問い合わせください。
犬を飼っている方	・ 所有者名、犬の所在地等が変更になった場合は、30日以内に犬の所在する市区町村で、手続きをする必要があります。 詳細については、環境施設課までお問い合わせください。
浄化槽を設置している方	・ 浄化槽管理者に変更があったときは、30日以内に設置場所を管轄する市区町村に報告が必要です。詳細については、環境施設課までお問い合わせください。

(11) 都市計画課関係

窓口：建築宅地係 ☎022-368-4242

対 象 者	手続き内容等
自己所有の建物に、一人住まいの方	・ 相続される方は、対象物件に対し管理責任を負うことになります。事前に都市計画課までご連絡ください。

(12) 農業委員会関係

☎022-368-4222（農業委員会事務局）

対 象 者	手続き内容等
農地を所有している方	・ 農地の相続等の届出をする必要がありますので、手続きの詳細については農業委員会事務局までご連絡ください。

2 市役所以外での主な手続き一覧

対 象 者	手続き内容等	手続き窓口
相続登記について	土地・建物（不動産）の権利を相続で取得した時は、不動産が所在する区域の管轄の法務局で手続きが必要です。令和6年4月からは、所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければ、正当な理由がない場合、10万円以下の過料の適用対象となりました。	仙台法務局 塩竈支局 ☎022-363-0065
厚生年金を受給している方	死亡の届出が必要となるほか、未支給年金や遺族厚生年金の請求ができる場合があります。	仙台東年金事務所 （請求者住所地管轄の年金事務所） ☎022-257-6111
厚生年金に加入している方	遺族厚生年金の請求ができる場合があります。	
共済年金を受給している方	死亡届のほか、未支給年金や遺族共済年金の請求ができる場合があります。	各共済組合に手続き内容（遺族年金など）を確認してください。
共済年金に加入している方	遺族共済年金の請求ができる場合があります。	
農業者年金に加入している方	届出が必要になりますので、JA仙台多賀城支店またはJA仙台南宮支店にご連絡ください。	JA仙台多賀城支店 ☎022-368-3417 または JA仙台南宮支店 ☎022-368-2519
市営・県営住宅に入居している方	届出が必要になりますので、宮城県住宅供給公社にご連絡ください。	宮城県住宅供給公社 （入居管理課） ☎022-224-0014
預貯金	口座凍結の解除など	各金融機関

わたしのこと

大切な人たち

財産について

病気・介護について

葬儀・お墓等について

各種相談・手続き窓口